

役員及び評議員の報酬等の支給基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人河川財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事の退職に当たっては、当該役員の在職期間に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事の報酬は、別紙1のとおりとする。

- 2 非常勤の理事の報酬は、別紙2のとおりとする。
- 3 非常勤の監事の報酬は、別紙3のとおりとする。
- 4 評議員の報酬は、別紙4のとおりとする。
- 5 常勤の理事の退職手当は、別紙5のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事の報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額の支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

- 2 常勤の理事以外の役員及び評議員については、出席の都度、申告された口座に支払う。ただし、常勤の理事以外の役員の内、月毎に報酬を支払う役員については、報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額の支給に関する詳細は、別に定める職員を対象

とする職員給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 役員に対して、通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む）その他職務を行うために必要な費用を支給する。

2 常勤の理事には、通勤に要する費用として、通勤手当を支給する。その計算方法、支払方法等は職員給与規程に準ずる。

3 役員の交通費、旅費その他職務を行うために必要な費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

4 評議員に対して支払う費用については、第1項及び第3項に準じて支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年12月4日から適用する。

附則

この規程は、平成26年6月18日から適用する。

附則

この規程は、平成29年6月22日から適用する。

附則

この規程は、令和2年6月19日から適用する。

(別紙1) 常勤の役員の報酬

- 1 常勤の理事の報酬は月額とする。
- 2 各理事の報酬月額は、3に定める上限額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。
- 3 常勤役員の報酬月額(上限額)
 - ・理事長 155万円
 - ・業務執行理事 135万円

(別紙2) 非常勤の理事の報酬

- 1 非常勤の理事の報酬は、理事会または理事の職務に関する会議への出席の都度、1人あたり1万5千円を支払う。
- 2 非常勤の理事を含む総理事の年間総報酬額は、5000万円を上限とする。

(別紙3) 非常勤の監事の報酬

非常勤の監事の報酬は、評議員会で定めた金額を支給することができる。ただし、監事の報酬の年間総報酬額は120万円を上限とする。

(別紙4) 評議員の報酬

評議員の報酬は、評議員会または評議員の職務に関する会議への出席の都度、1人あたり1万5千円(会長にあっては、2万円)を支払う。

(別紙5) 常勤の理事の退職手当

常勤の理事の退職手当は、報酬月額に0.63を乗じた金額に、その者の在職期間1月につき0.125を乗じて得た額を基準とする。支給額に業績等を勘案した(0.2から1.5)を乗じた金額とし、理事長が理事会の承認を得て定める。